

総務委員会資料

平成29年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第10号

川崎市地震対策条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成29年2月8日

総務企画局

川崎市地震対策条例一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市地震対策条例 昭和56年4月1日条例第26号 (地震防災事前措置計画の特例)</p> <p>第19条 事業者が、次に掲げる計画又は規程において、その管理する施設又はその運営する事業に関し、前条第2項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分は、当該施設又は当該事業に係る同条第1項に規定する地震防災事前措置計画とみなしてこの条例を適用する。</p> <p>(1) 消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項若しくは第8条の2第1項(これらの規定を同法第36条第1項において準用する場合を含む。)に規定する消防計画又は同法第14条の2第1項に規定する予防規程</p> <p>(2) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第28条第1項に規定する危害予防規程</p> <p>(3) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第26条第1項に規定する危害予防規程</p> <p>(4) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第24条第1項、第64条第1項(同法第84条第1項で準用する場合を含む。)及び第97条第1項に規定する保安規程</p> <p>(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第42条第1項に規定する保安規程</p> <p>(6) 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第27条第1項に規定する保安規程</p> <p>(7) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第18条第1項に規定する防災規程</p> <p>(8) 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして規則で定めるもの</p>	<p>○川崎市地震対策条例 昭和56年4月1日条例第26号 (地震防災事前措置計画の特例)</p> <p>第19条 事業者が、次に掲げる計画又は規程において、その管理する施設又はその運営する事業に関し、前条第2項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分は、当該施設又は当該事業に係る同条第1項に規定する地震防災事前措置計画とみなしてこの条例を適用する。</p> <p>(1) 消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画又は同法第14条の2第1項に規定する予防規程</p> <p>(2) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第28条第1項に規定する危害予防規程</p> <p>(3) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第26条第1項に規定する危害予防規程</p> <p>(4) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第30条第1項(同法第37条の7第3項で準用する場合を含む。)に規定する保安規程</p> <p>(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第42条第1項に規定する保安規程</p> <p>(6) 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第27条第1項に規定する保安規程</p> <p>(7) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第18条第1項に規定する防災規程</p> <p>(8) 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして規則で定めるもの</p>